

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和5年1月11日(水)14時00分～14時20分
3. 場所:原子力規制庁 10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
川辺管理官補佐、矢野安全審査官  
MHI 原子力研究開発株式会社  
安全管理部次長 他4名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力センターの矢部と申します。本日はですね 2002 年の 9 月 15 日付で先生いただきましたMH I 原子力研究開発株式会社の
0:00:13	テフラ溶出使用施設等保安規定の変更認可申請書について特に記載事項がございますので面談を実施させていただければと思います。
0:00:23	早速でございますけれども申請者について確認したい事項についてこちらから確認作成者の方から確認をしていただければと思います。
0:00:34	まず 1 点目でございますけれども、
0:00:38	今回の変更内容の趣旨といたしまして、の趣旨の一つといたしまして、
0:00:43	前回の変更許可、例年の 6 月 1 日付けてのは許可の反映だということ
0:00:50	反映内容として一部燃料レベルの使用について保安規定、反映されるという変更内容があると思いますけれども、
0:00:59	今の申請内容ではですね、年間最大数量についてはその下の反映されているんですけども、
0:01:10	核的制限値に関する所についても、その記載を、下の方の記載を反映する必要はないのでしょうかというのが確認事項の 1 点目となります。
0:01:20	ここでご回答よろしく申し上げます。
0:01:23	NDC ウワダイです。先ほど委員はおっしゃった通り、不適正現地の部分ですね、に関しましては、許可にも、
0:01:34	1 燃料デブリに関わる記載をしておりますので、こちらの方を申請のところから補正をさしていただいて、追記をさせていただきたいと考えております。
0:01:46	足成長数は検討ご回答了解いたしました補正で修正される旨了解いたしました。補正の内容というか方針なんですけれどもほぼ同じ、表が許可の方にも載ってますので、
0:02:01	許可の方にも保安規定の方にも載ってますので全く同じ形に修正されるというふうに理解しておいてよろしいですか。
0:02:11	NDC ウワダイです。はい。その通りでございます。はい。原則整数承知いたしました。
0:02:19	では続き、続いての確認をさせていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	今回の保安規定の変更の説明の要因といたしまして、管理区域内の線量当量率等の測定頻度の合理化と、
0:02:36	ということで申請をいただいておりますけれども、
0:02:40	その申請の前の変更箇所といたしまして変更内容といたしましてその頻度に関する表のところに注意書きというか、米印※書きを追加されるということなんですけれども、これの対象がですね主要施設における放射線作業と、
0:02:57	いうふうに使用せずに限定されてると。
0:03:00	というような状況で今現状申請されてございますけれどもこれはあれですかねそのしゅんせつ。
0:03:06	に限った話で貯蔵施設と廃棄設備所あるとございますけどあると思いますけれども、それらには適用されないという、そういうような方針なのでしょう。
0:03:18	NDCウワダイです。こちらの方の記載率が、主要施設のみではなく、こちらの考えとしては、貯蔵施設、最終施設の対象にしたいと考えております。
0:03:35	作成者、こういうことは先ほどの補正とあわせて、何かしら修正、簡単に言うと使用施設等とかにするようなイメージでよろしいですかね。
0:03:48	便宜支払いです。はい。その通りです。
0:03:53	直接承知いたしました。この点についてもされるということで承知いたしました。
0:03:58	あとはいい。はい。どうぞ。
0:04:03	すいません今の件ですけれども、若干補足させていただきますとですね、
0:04:09	今回、第一条の目的の中でですね、新設等というのを定義しておりますので、やはり共用施設廃棄施設を含めてですね、業種するということの定員に合わせましてですね、このところは、
0:04:27	建設等ということにさせていただきたいと考えております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	承知いたしました。そうですね今回の保安規定の第一条の目的のところの定義に合わせて、主要施設と、保安規定に関するすべての施設を対象とするということでもまず言えられるということでもよろしかったですか。
0:04:51	吉井松田でございます。その通りでございます。継続成長承知いたしました。
0:04:58	では今の現職先生ですけれども今のやりとりで2点ほどは補正されるということなので、ちょっとついで大きな話ではないんですけども、もうちょっと
0:05:11	申請内容を詳しくするために適正化をいただければということで、2点ほどちょっと指摘をさせていただければと思います。
0:05:20	まず1点目ですけれども今回もう一つの変更内容三つ目の変更内容として、保安品質保証責任者の選任範囲の拡大と。
0:05:30	いう変更内容があるでございますけれども、あると思いますけれども、
0:05:35	ですねその拡大される範囲がですね、今都丸部長からもあるというか、
0:05:44	技術推進中ポツ
0:05:47	品質保証部長からそれ以外の管理者数である他の者の氏名、
0:05:53	ということで、今回拡大変更によって拡大されると思いますけれども管理者宗管理者さんにつきましてそれまでの連絡手段の方ではどのようなそうかという話で
0:06:06	永富市長であるとか部長等の看護からそのうちの
0:06:11	能力のあるものというふうにご説明いただいておりますので、それについては丸三浦んところでよろしいのでちょっと申請者の方で明確化、
0:06:20	していただけないでしょうかというのがまず1点目の指摘になりますが、いかがでしょうか。
0:06:29	円城寺マチダでございますけれども、
0:06:32	だから今のですね、その責任者の範囲の拡大の、この補足の説明のところですけども、ちょっと我々の内部の検討の中でですね、
0:06:45	能力のあるものとしてはですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:50	我々、備品技術推進品質保証部長のもとにですね、技術指針室と進出保証室、それぞれの室長がいるんですけども、部Ⅱに何か万が一別にはですね、
0:07:09	この中で最も詳しい品質保証室長を代理に充てるという立てたいということも考えておりますので、市このところはですね、
0:07:22	注釈として、管理社長である者とは、1、或いは、一応、市長の認証を統括すると。
0:07:36	ということで補足させていただきたいと考えております。以上です。原子力規制庁ですご説明は理解しましたが、
0:07:46	ですからいわゆるその幹部クラスというかその看護職員的な記載は
0:07:52	されなくなるということですかねこれまでの説明。
0:07:55	ローマが変更されてっていうのは、
0:08:00	マチダでございます。はい、おっしゃる通りでございます。
0:08:05	なるほど。原則制定ですとなるほどまだ、多少、
0:08:12	一応今の
0:08:14	部長、原則、指定された技術、
0:08:19	へえ。
0:08:21	ニーズ推進品質保証部長より一応色が下がる可能性もあるけれども、
0:08:27	室長一色したぐらいの室長ぐらいのレベルであると、そそういうようなイメージですかね。
0:08:37	迫っていただいております。ご理解の通りでございますね、我々の業務の社内業務の所掌分担の中においてもですね、
0:08:48	流通推進品質保証部長の不在時ですね、代行者をですね、品質保証市長に決めておりますので、松本力あるということで市の指定しておりますので、そういう記述にさせていただきたいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:04	いうふうに考えております。
0:09:08	メール、規制庁。
0:09:11	うんは
0:09:14	それはわかったんですけども、もしそう、そうなると、
0:09:18	これ、
0:09:19	職員のところ等に入ってるので、或いは向こうの室長等の能力のあるものなので、
0:09:28	今想定されるのは必要だという話だったんですけども、最悪、その能力があれば、その能力のあるっていうのはどういうふうに設定する形になりますけれども、
0:09:39	だから係員というそういうようなレベル、そんなに高くなってる方を選定できるっていうのは全部になっちゃうような気がするんですけども。
0:09:50	そういう、今んところは、すぐそういう説明とかそういう条文になっちゃうっていう、そういうことなんですかね。うん。違う。NTT町田でございます。
0:10:02	理解するとそういうこともありますけれども、その能力あるもの、
0:10:08	社長が選任通学ですから、背弧の社長が、
0:10:13	先ほど選任権がありますので、その数値を組織として保安規定に定めるようにですね、次の内容に選任するという義務が出てきますので、
0:10:23	ここは
0:10:28	課長とか係長クラスでも、
0:10:31	こういう言い方っていうことにはならないというふうに理解しています。建設正直私もそう、そういう路線で説明したいんですけど、
0:10:42	やっぱりその職員が下がることに対して難色を示さないというので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:46	あまりその何かレベルを極端に下げれるような、そういうだとちょっと、
0:10:53	市基準にはないんですけどもやや反発あるかなというふうに、
0:10:59	やってまして。
0:11:06	真尋でございます。
0:11:09	もしそうでしたらですね、このところは、
0:11:12	注釈として、管理者数である他の者との技師長或いは部長等の幹部クラス、
0:11:21	並びに品質保証室長、久保地域、
0:11:26	云々というふうに、この役職、特別に記載しても結構でございます。計画性、なるほど。
0:11:36	であればもしその、
0:11:39	例えば蘇武町から真穴中塚松倉社長下がったとしても、専門家、
0:11:45	である上級とかも代行されてる必要なので、問題はないっていうことになっている説明になる。
0:11:56	N E Cのところでございます。ご理解の通りでございます、そこところは、特定することによってですね、極端に下げることはないかというふうに考えております。
0:12:07	閉塞性開発、ちなみにこの室長になったとしても一応
0:12:13	その方が今の原則
0:12:18	主権者であるこの品質保証部長と同じような権限というか室長でありますけども他の部の所長とかそういう方々にもちゃんと一応
0:12:30	いろいろ業務の支障がないように権限が与えられると、そういうようなイメージでもよろしいですか。
0:12:38	吉井松田でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:40	社内の所長の業務分担の中でもですね、心底小室長を部長不在に代行というふうに謳っておりますので、
0:12:49	そこは社内的にも問題はないというふうに考えております。矢代規制庁ないですが、承知いたしましたであればできれば先ほど説明いただいた効果のイメージ。
0:13:01	いわゆる管理職、管理職の管理高村スカムクラスか詳しいその室長
0:13:11	代行者である外はそのような
0:13:14	代行者であるそうなんちゃらファンフェス上とか、
0:13:18	記載も可能ですか。補足というか、
0:13:23	そこは記載することは可能でございます。わかりません。であればそのような形で
0:13:32	補正なり補足までしていただけると我々としては-2回位はできるかなと思いますので、まずちょっとその方針で作業していただければなと思います。
0:13:47	N S Dの麻生でございます。了解いたしました。
0:13:51	下げさせていただきます。
0:13:53	続きまして最後、今回の面談の最後の指摘でありますけれども今回先ほどの1点目の指摘にも繋がりますけれども許可の反映。
0:14:03	の変更が何点かございますけれどもその理由欄にですねその前の許可の反映なのかと。
0:14:10	そういうのがわかるように、理由欄にですねちょっと詳しくに、前回の変更とか、
0:14:16	まざの日付なりその許可番号なりを記載、
0:14:20	視点も明確化する、特定の許可の、この許可の反映なんですと。
0:14:25	いうのがわかるようにしていただきたいと思うんですけれどもそれは可能でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:30	NBCウワダイです。はい狩野でございます。こちらの方、補正の変更の理由と、例えば新旧対照表に書かれてます、変更理由ですね、こちらの方にも反映をさせていただきます。
0:14:45	はい。原則生長の家数は、図書、はい。了解いたしました。
0:14:50	それでは本日こちらからの指摘なり確認は以上になりますが、本日の面談ほか今回の申請に関しまして質問等ございましたらよろしくお願ひします。
0:15:09	BLEACHウワダイです。エヌ・ピー・シーから特にコメント等ございません。以上です。規制庁のやつは承知いたしました。それでは補正方針本日の面談で承りましたので、その方法でちょっと方向
0:15:26	も進めさせていただきました中でました面談で確認して左さしていただきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。
0:15:37	よろしくお願ひいたします。お願ひします。はい。それでは本日が終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。